

第二次 川俣町 地域福祉計画

2025 年度（令和 7 年度）～2034 年度（令和 16 年度）

誰もが笑顔で元気に暮らせるまち
かわまた



2025 年(令和7年)3月

川俣町



1 計画の概要

■計画策定の背景と趣旨

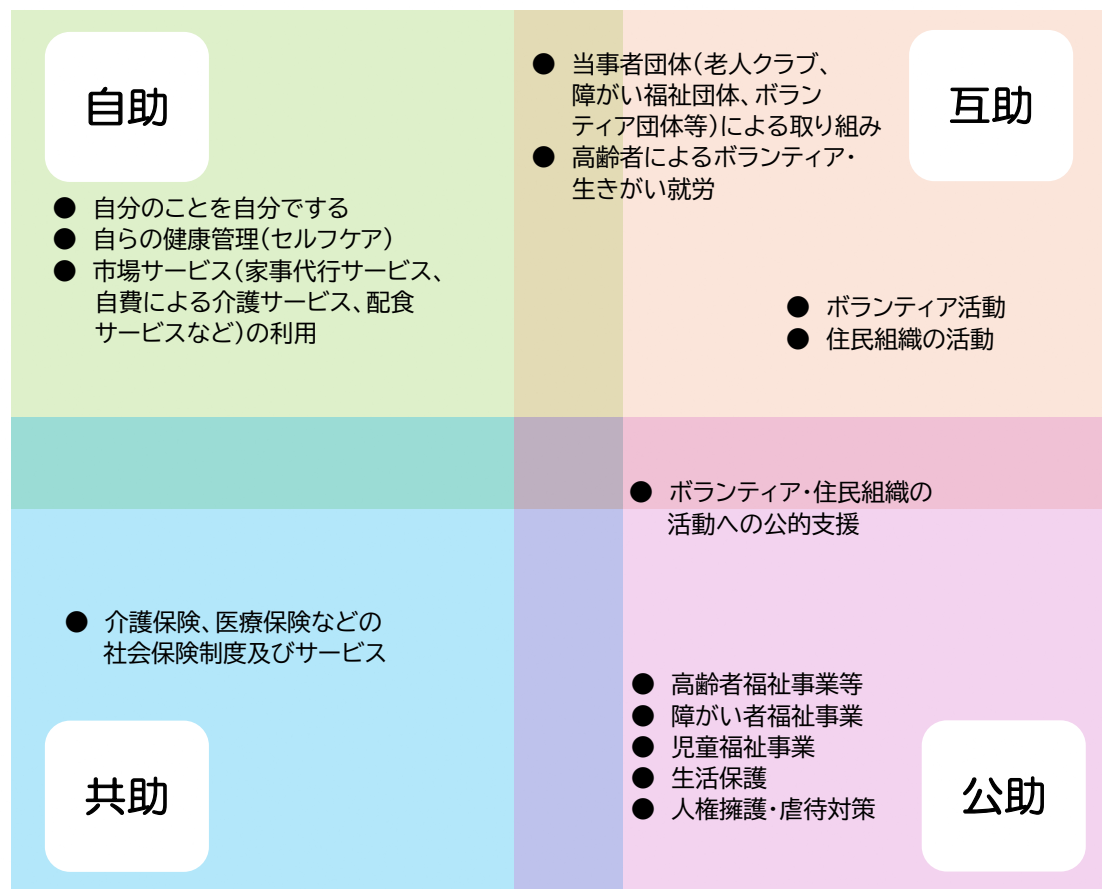
川俣町は、平成 27 年 3 月に策定した「川俣町地域福祉計画」が令和 6 年度をもって計画期間満了となることから、「第二次川俣町地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、近年の社会情勢の変化や地域住民が抱える課題へのさらなる対応を図るため、これまで進められてきた取り組みをさらに発展させる後継的な計画として、第一次計画の基本理念を継承することとしました。

地域福祉とは？

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らしていくために、家族や友人、隣近所等がつながりを持ち、お互いに助けたり、助けられたりする関係を持続していくことです。地域福祉を推進するうえでは、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要です。

【地域福祉推進のイメージ】



2 計画の基本的な考え方

■基本理念

誰もが笑顔で元気に暮らせるまち かわまた

■基本目標

基本目標1

地域を支える人づくり

全ての町民が、「福祉は全ての人に関わる問題である」という認識を深め、活動の担い手として活躍できる地域を目指します。そのため、子どもから大人まで、幅広い層に対して福祉意識の向上に努めるとともに、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

基本目標2

誰もがつながり合う仕組みづくり

地域におけるあいさつや声掛けの促進、行政区・自治会活動の支援のほか、地域における交流の促進等に努めます。また、大規模災害を契機として、安全・安心な生活を送るためには、平常時からのつながりや防災対策が大切であることが再認識されたことから、防災・防犯を含めた幅広い視点での地域コミュニティづくりに努めます。

基本目標3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

移動手段の充実、生活環境の整備に努めるとともに、町民の健康づくりや社会参加・生きがいづくりを促進します。また、東日本大震災・原子力災害の被災者の心身のケアや困難を抱える子どもへの支援、生活困窮者の支援の充実等の観点からも、町民一人ひとりが自分らしく充実した生活を送ることができる環境づくりに努めます。

基本目標4

地域福祉を推進する連携の体制づくり

身近な相談体制や重層的支援体制の整備をはじめ、行政などによる公的な福祉サービスの充実を図るとともに、地域におけるインフォーマルサービスなどを含めた、多様な形態の福祉サービスの提供に努めます。また、行政や地域の関係者、地域住民、さらには産学官での連携等、地域福祉のネットワークの構築に努めます。



3 施策の展開

重点施策

基本理念及び基本目標を達成するため、特に重要性の高い取り組みを重点施策として位置づけ、推進していきます。

重点施策1 福祉意識の醸成

- ・今後、住民同士の助け合いや支え合いは、さらに重要となってくるため、住民同士の主体的な活動が推進されるよう、福祉意識の醸成を図ります。

重点施策2 地域コミュニティの形成及び交流の場や機会の充実

- ・地域コミュニティの形成や地域住民の交流促進は重要な課題であり、地域における担い手等と連携・協力をしながら、地域全体の課題として、推進を図ります。

重点施策3 生活環境の整備

- ・誰もが安心・安全な生活を送れる環境が必要であるため、関係機関等と連携しながら、生活環境の整備を図ります。

重点施策4 地域福祉ネットワークの構築

- ・各種福祉活動団体やボランティア団体等の活動の再開や活性化に努め、産学官の連携を推進するなど、地域福祉ネットワークの構築を図ります。

基本目標1 地域を支える人づくり

(1) 福祉意識の醸成

- ・地域福祉は、地域に住む一人ひとりの住民が主体的に行動し、安心した生活を送れる地域づくりを目指していくものです。地域福祉についての理解と関心を深めることにより、地域の構成員としての意識の向上につながることから、広報や福祉講座の開催、福祉学習の機会を増やし、福祉意識の醸成を図ります。

(2) 地域で活躍する人材の育成と活用

- ・ボランティア・地域活動の主体となる人材の育成・支援をするために、ボランティア講座の開催を行い、人材の育成を推進していきます。
- ・高齢者をはじめ、障がいのある人、子育て家庭等を支える地域福祉の体制を整備するためには町民の参画は必要不可欠なものとなっており、特に若い世代を中心に研修等への参加を促し、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。

(3) ボランティア活動等の活性化

- ・各種ボランティア・NPO団体等の活動がさらに活性化されるようサポートを継続していきます。
- ・企業や事業所に対して、引き続き社会貢献への理解を働きかけ、地域福祉活動への参加を呼びかけます。



基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

(4) 地域コミュニティの形成

- ・地域活動が円滑に進むよう、行政区長協議会・自治会長連絡協議会や女性団体連絡協議会、日本赤十字奉仕団、老人クラブ、民生委員協議会との連携を強化します。
- ・地域コミュニティにおける人々のつながりや関わり合いを強化するため、広報誌等を活用し、各地区で行われているイベントや活動等の情報発信に努めます。
- ・地域で誰もが安全・安心に生活することができるよう、地域住民同士が主体となった見守り活動を推進するほか、民間事業者との連携により、高齢者世帯の見守り体制の整備などに取り組みます。



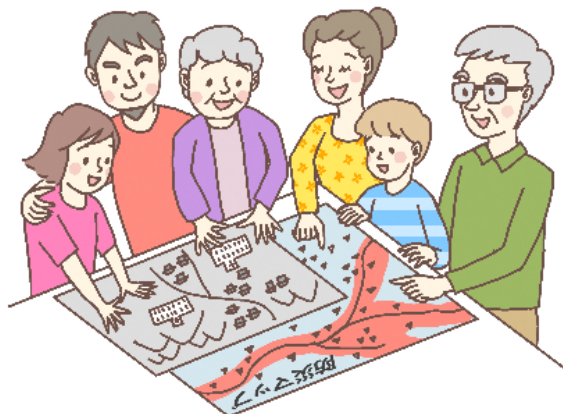
(5) 交流の場や機会の充実

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が改善されつつあるため、年代や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが交流できる機会を創出し、地域の活性化を図ります。また、地域主催イベント等の参加促進等により、交流機会の充実を図ります。
- ・町内にある活動拠点を有効活用し、地域での交流を促すとともに、サロン活動の運営や立ち上げを支援し、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の充実を図ります。



(6) 防災体制の充実

- ・地域の防災力向上のため、防災マップの作成や地区での防災訓練を実施します。
- ・関係機関と連携し、避難行動要支援者の把握と情報共有体制の整備に努めます。
- ・関係施設との協議のもと福祉避難所の増加に努めるとともに、広報活動により周知を図ります。



(7) 防犯体制の充実

- ・町民や専門関係機関との連携、子ども見守りサービスの運用等により、小学生の通学時の見守り等を強化していきます。
- ・消費者生活対策事業として、消費者相談や消費団体活動の支援及び啓発に努めます。
- ・誰一人取り残さない社会や安全・安心に生活できる社会を実現するため、再犯防止の取り組みを推進します。



基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(8) 生活環境の整備

- ・誰もが安心・安全に生活できるよう、道路や施設建物等を含めた生活環境の整備に努めます。
- ・年齢を重ね、免許を返納した後も、地域で安心して暮らしていけるよう、バス・デマンドタクシー等の交通手段の活用や、運行時間の調整等による利便性の向上など、引き続き、移送サービスの充実を図ります。
- ・基本的な生活マナーの向上に向け、ハンドブックや広報誌等での啓発活動に努めます。

(10) 原発被災への支援

- ・東日本大震災・原子力災害からの避難により失われたつながりや絆を取り戻し、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、心身のケアや安全・安心な生活環境の確保に努めます。
- ・今なお残る放射線への不安の軽減・払拭を図るため、住民との対話によるリスクコミュニケーションに継続して取り組み、丁寧に対応することで、住民一人ひとりの疑問や不安の解消へつなげます。

(12) 支援が必要な子どもへの支援の充実

- ・育児等に対し、不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭等が、安心して、子どもを産み育てることができるよう、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭等、生活に困難を抱える家庭に対し、各種経済的支援や保護者に対する就労支援等を行い、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- ・子どもの権利擁護・虐待防止に関する取り組みを充実させ、置かれている環境等にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを推進します。

(9) 健康づくりの推進

- ・全ての町民が元気で健康に過ごすことができるよう、健康教室の開催や出前講座の開催、健康づくり団体の育成等を行い、町民主体の健康づくりを支援します。
- ・各種健（検）診の実施に加え、受診率の上昇を目指し、周知・啓発に努めます。



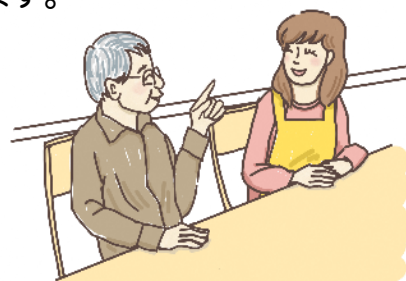
(11) 社会参加・生きがいの支援

- ・町民誰もが地域の中で明るく活力に満ちた生活を送ることができるよう、社会参加の場や生涯学習の機会の提供に努めます。
- ・町民主体のスポーツ・レクリエーションの充実を支援します。



(13) 生活困窮者の支援体制の充実

- ・生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく支援をはじめ、町社会福祉協議会・県社会福祉協議会や、生活困窮者自立支援業務の委託先である地域包括支援センターと連携を強化し、生活困窮者の把握に努めるとともに、支援の充実を図ります。
- ・生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、各種機関と連携し就労支援を行います。



基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

(14) 相談体制の充実

- ・地域住民が抱える悩みや不安を気軽に相談することができるよう、相談窓口の周知や民生委員・児童委員との連携を図るとともに、専門的な相談体制を整備しながら、重層的な支援体制の下、様々な相談を受け止め、「断らない相談支援体制」の構築を推進します。
- ・誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、支援体制の整備や自殺対策に関する取り組みを推進します。

(15) 情報提供の充実

- ・福祉サービスの利用促進や地域コミュニティの活性化を図るためには情報提供が重要となります。
- ・広報誌や回覧、町ホームページ、SNS等から年代に応じて適切な情報ツールを用い、様々な層の町民が適切に情報を受け取れるよう、情報提供を行います。
- ・情報提供の際はユニバーサルデザインに配慮した見やすく、わかりやすい情報発信に努めます。

(16) 福祉サービスの充実

- ・高齢者、障がいのある人、子どものための各種福祉サービスを各個別計画に基づき、着実に進めるとともに、分野別の制度をつなぎ、制度の間で困難を抱える方等を包括的に支える仕組みづくりを検討します。
- ・個人の人権が尊重され、安心して日常生活を送れるよう、制度に関する広報や講演会等を開催し、普及・充実に努めます。

(17) 地域福祉ネットワークの構築

- ・多様化した地域の福祉課題を解決するため、ケア会議等を開催し、情報共有を行うことにより、各種福祉団体やボランティア団体等との連携を強化していきます。
- ・地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会とさらなる連携の強化を図ります。
- ・地域コミュニティの活性化や子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に生活できる地域社会を維持するため、産学官の連携を推進します。



POINT !!

本計画では、地域住民の複雑化・複合化した課題等に対応するための包括的な相談支援体制を構築する「川俣町重層的支援体制整備事業計画」及び、認知症等により、様々な判断が難しい方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第二次川俣町成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「川俣町再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。

■重層的支援体制整備事業計画

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指します。

■再犯防止推進計画

町民の理解を得ながら、再犯防止の取り組みを推進することで、犯罪をした人等が、再び社会の一員となり、「誰一人取り残さない」社会の実現、さらには、再び犯罪や非行が起こることのない、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

■成年後見制度利用促進基本計画

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用を必要とする人たちが、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、地域や福祉、行政、司法等、多様な分野・主体が連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

川俣町から町民のみなさまへ

これまでの日本ではあらゆる生活場面で、家族や地域、職場での支え合いが存在していましたが、近年、少子高齢化や単独世帯の増加などの影響により、地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることが出来ない方や、支援に結びつかずに問題が深刻化している方などが増加しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今一度、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする「地域福祉」に取り組んでいきましょう。

～自分や家族でできること～

- 福祉について、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- 身近でできるボランティア活動に参加しましょう。
- 隣近所の一人暮らしの高齢者などに、普段から声かけを行いましょう。 など

～地域でできること～

- 地域と学校が連携し、児童・生徒が地域に関心を持つ機会づくりに努めましょう。
- 学校教育との連携により、子どもたちのボランティア活動を活性化しましょう。
- 地域の団体等で組織的な見守り活動を行いましょう。 など

～町の取り組み～

- 福祉講座の開催をはじめとする必要な事業実施に努めます。
- 福祉活動の支援を通して担い手の育成に努めます。
- 地域の見守り体制を構築し、地域で相談しやすい環境づくりを促進します。 など

自分にできることを考えてみましょう！

■発行者 川俣町■

編集 保健福祉課 地域福祉係

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話：024-566-2111（内線 1403）

